小学校教諭一種免許状取得に係る科目【日本体育大学　児童スポーツ教育学部（児童スポーツ教育コース）】

教員免許法に定められた内容					本学が課程認定を受けている内容					
第一欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項 (平成28年改正法　令和3年省令改正)		最低修得単位数	児童スポーツ教育学部 児童スポーツ教育学科 児童スポーツ教育コース ・2023年度以降入学者適用カリキュラム	単位数	開講年次	★必修☆選択△自由	大学が定める免許取得に必要な単位数	※一教育実習一履修要件科目 前年度末までに修得する
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 ※国語(書写を含む)・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育及び外国語の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目を修得(施行規則3条備考一)	国語(書写を含む。)	30	初等国語(書写を含む)	2	1年次	★	2	
			算数		初等算数	2	1年次	★	2	
			理科		初等理科	2	1年次	★	2	
			社会		初等社会	2	1年次	★	2	
			外国語		初等英語	2	1年次	★	2	
			生活		初等生活	2	2年次	★	2	
			音楽		初等音楽	2	2年次	☆	2単位以上	
			図画工作		初等図画工作	2	2年次	☆		
			家庭		初等家庭科	2	2年次	☆		
			体育		初等体育	2	2年次	★	2	
					運動方法・陸上競技	1	1年次	☆	1単位以上	
					運動方法・ダンス(フォークダンスを含む)	1	2年次	☆		
					運動方法・球技A(ゴール型)	1	2年次	☆	1単位以上	
					運動方法・球技B(ネット型)	1	2年次	☆		
					運動方法・体つくり運動(体操)	1	3年次	☆	1単位以上	
					運動方法・器械運動	1	3年次	☆		
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) ※国語(書写を含む)・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育及び外国語の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を修得(施行規則3条備考三)			体育科教育法	2	2年次	★	2	
					初等国語科教育法	2	3年次	★	2	
					初等算数科教育法	2	3年次	★	2	
					初等理科教育法	2	3年次	★	2	
					初等社会科教育法	2	3年次	★	2	
					初等英語科教育法	2	3年次	★	2	
					初等生活科教育法	2	3年次	★	2	
					初等音楽科教育法	2	3年次	★	2	
					初等図画工作科教育法	2	3年次	★	2	
					初等家庭科教育法	2	3年次	★	2	
					体育科教育実践法	2	3年次	△	※(イ)	
					国語科教育実践論	2	4年次	△		
					算数科教育実践論	2	4年次	△		
					理科教育実践論	2	4年次	△		
					社会科教育実践論	2	4年次	△		
					英語科教育実践論	2	4年次	△		
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	教育原理	2	1年次	★	2	◎
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			教師論	2	1年次	★	2	◎
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教育の制度と経営	2	3年次	★	2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学	2	2年次	★	2	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育概論	2	3年次	★	2	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			教育課程論	2	2年次	★	2	
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法　(2単位以上:備考四)		10	道徳教育の指導法	2	1年次	★	2	◎
		総合的な学習の時間の指導法			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法　※(ロ)	2	1年次	★	2	◎
		特別活動の指導法								
		教育の方法及び技術			教育の方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)　※(ロ)	2	2年次	★	2	
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法								
		生徒指導の理論及び方法			生徒指導論(進路指導・キャリア教育を含む)　※(ロ)	2	3年次	★	2	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			教育相談(カウンセリングを含む)	2	3年次	★	2	
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習		5	教育実習(事前事後の指導を含む)	5	4年次	★	5	
		教職実践演習		2	教職実践演習(小・中)	2	4年次	★	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目			2	※第二欄～第五欄において、法令上定める最低修得単位数を超えて修得した単位は、第六欄「大学が独自に設定する科目」において、法令上必要とされる単位数に充当することが可能とされている。本教職課程認定の第二欄～第五欄は、各欄で法令上必要とされる、最低修得単位数を超える単位数で科目を設定しているため、第六欄へ科目を設定していない。					
必要な単位数計				59	合計				68単位以上	

教員免許法施行規則(第66条の6)に定める科目	日本国憲法		2	法学(日本国憲法)	2	1年次	★	2	
	体育		2	運動方法・水泳	1	1年次	★	1	
				児童スポーツ教育論	2	1年次	★	2	◎
	外国語コミュニケーション		2	英語コミュニケーションⅠ	1	2年次	★	1	
				英語コミュニケーションⅡ	1	2年次	★	1	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作		2	情報処理(情報機器の操作を含む)	2	1年次	★	2	
必要な単位数計			8	合計				9	

※教育職員免許状取得に必要な本表で定める各科目の必選区分は、以下の記号で示すとおり。各学科等のカリキュラムにおける、卒業に必要とされる単位修得の必選区分とは異なるため注意すること。
★:必修科目・・・必ず単位を修得しなければならない科目　☆:選択科目・・・本表「大学が定める免許取得に必要な単位数」欄に定めるとおりに単位を修得しなければならない科目
△:自由科目・・・教育職員免許状の取得にあたって単位の修得は不要だが受講および単位の修得が推奨されている科目
※(イ)当該科目は教育職員免許状の取得にあたっては単位の修得は不要だが、教職課程として認定された学ぶべき内容を含む科目であるため、単位の修得を推奨している。
※(ロ)当該科目は1科目で法令上における複数の区分の内容を満たす認定を受けている。